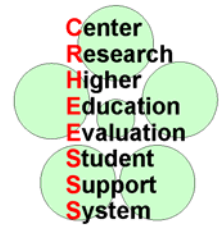


週刊センターニュース No.66



第66号(2005年6月27日) 毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

共同学習会のご案内

- 第80回 日時: 6月30日(木) 16:20~17:50
会場: 総合教育棟南棟2階 大会議室
報告者: 西山 宣昭(大学教育開発・支援センター)
題目: 「教養カリキュラム改革について」
- 第81回 日時: 7月7日(木) 16:20~17:50
会場: 総合教育棟南棟2階 大会議室
報告者: 橋本 哲哉(理事(情報担当)・副学長)
題目: 「金沢大学の現状と課題」

萩国際大学の民事再生法申請と学校法人の経営困難対策

1. 萩国際大学の民事再生法申請

大幅な定員割れで経営難が続いていた山口県萩市の萩国際大学(安部一成理事長)が、6月21日、東京地裁に民事再生法の適用を申請、同地裁は保全命令を出した。負債総額は、約37億円とみられている。今後は、広島市内に本拠を置く企業である「塩見ホールディングス」の支援を受け再生に乗り出す方針といわれており、在学生の卒業や教職員の雇用は確保されるとのことである。

同学の前身である萩女子短期大学は、1967年に設置され、1999年に4年制大学への転換を図り、現在に至っていた。転換時に、山口県と萩市が約40億円を補助した。

萩国際大学は、国際情報学部からなる単科大学で、国際学科(ゴルフ文化コース、コミュニケーションコース)、経営情報学科(総合ビジネスコース)の2学科構成である。1学年の定員は300名であるが、入学者は、昨年度が22名、本年度が42名であった。

同学は、4大への転換当初から、定員割れに悩み、そのための対策として留学生を大量に受け入れたりが、留学生の在留証明書を入管当局が交付しなかったり、留学生の所在が不明になるなどのトラブルが続いた。

この間、プロゴルファーの倉本昌弘氏を客員教授に迎えゴルフ文化コースを開設したり、山口大学と教育連携の道の模索もなされたが、学生募集に成功するには至らなかった。

2. 文部科学省の「学校法人の経営困難対策」

少子化時代を迎え、我が国大学、とりわけ私立大学の経営環境は、日増しに厳しさの度合いを強めている。平成16年度時点の入学定員未充足の大学の割合は29.1%で、平成8年度より漸増傾向にある。また、帰属収入で帰属支出をまかなえない学校法人も、ピーク時の水準を下回るとは言え、依然として、27.4%の高水準にある(以上、日本私立学校振興・共済事業団調べ)。

こうした状況を背景に、経営体質の上で問題視されていた萩国際大学が民事再生法の適用を申請するという事態が現出する中、文部科学省もこうした事態を想定して、そうした事態に対する対処方針

を取りまとめていた。文部科学省高等教育局 私立大学経営支援プロジェクトチーム「経営困難な学校法人への対応方針について 経営分析の実施と学生に対するセーフティネットの考え方（案）」（以下、これを「対応方針」と略記）

がそれである。

「対応方針」の基本的考え方は、私立学校の経営基盤の強化に当っては、私立学校の自主性の尊重の上に立ち、文部科学省の対応策として、学校法人からの相談に応じたり、経営分析や指導・助言等を通じて、その主体的な改善努力を支援すること、学校法人等は、最悪の事態を回避するためあらゆる手を尽くすべきであるが、万一の場合、学生が出来うる限り他大学等に転学できるよう、関係者の協力によりその支援を行うための仕組みを作っておくべきこと、この問題に、私立学校のみならず、国公私立を通じ広く関係者が連携・協力してこれに取り組むべきこと、等の点にあった。

そうした基本的考え方を基礎に、「対応方針」は、この問題につき、以下のような方向性を示し、課題解決を図ろうとした。

- ・学校法人の経営基盤強化に向けての努力は、自らの責任で行うべきこと。
- ・文部科学省は、日本私学振興・共済事業団等の協力を得つつ、各学校法人の経営分析やその結果を踏まえた指導・助言を通じ、自主的な経営改善努力を促すこと。
- ・改善に向けた取組への早急な着手が必要な学校法人に対しては、状況に応じ、経営改善計画の作成を求め、より詳細な分析や指導・助言を行うこと。
- ・改善が不十分で、更なる対応が必要な学校法人に対しては、在学生の就学機会の継続確保を最優先に、法的手段の活用を視野に入れたより抜本的な対応策の検討を促すこと。
- ・近い将来、学校の存続が困難と判断された場合でも、在学生在が卒業するまでの間、学校を存続しよう最大限の努力を促すこと。
- ・学生が在学しているにもかかわらず、学校を存続できなくなった場合、「学生転学支援プログラム」の仕組みにより、関係機関の連携の下、主に近隣大学等の協力を求め、学業の継続を希望する在学生の他大学等への転学を支援すること。

「対応方針」は、上記に記した「学生転学支援プログラム」を、経営破綻の顛末や他大学等への転学に関わる学校法人から学生等への説明 破綻法人から文部科学省等への支援要請 文部科学省と関係機関との間で対応協議 破綻法人及び文部科学省等から近隣大学等への協力要請と受け入れ可能性の確認 「学生転学支援連絡会」（仮称）での受け入れにかかる事前協議 破綻法人と受け入れ大学等との間での受け入れ条件協議等 学生転学 破綻法人から文部科学省へ結果報告、の流れで運用することを構想した。（文責 評価システム研究部門 早田）

センター教員出張記録

2005.06.10 第2回大学教育セミナー（主催：大阪大学大学教育実践センター）にて報告（堀井）

2005.06.11-12 大学教育学会第27回大会（京都大学）参加（堀井 公費出張）